

(平成26年2月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月10日は16万8,000円、17年3月10日は8万1,000円、同年7月10日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成17年3月10日
③ 平成17年7月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る賞与記録（異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、C区役所の税務課が保有する申立人の給与支払報告書に係る社会保険料控除資料における平成16年及び17年の社会保険料控除額とオンライン記録における当該各年の1月から12月までの標準報酬月額及び標準賞与額から算出される社会保険料の合計額の差額は、上記厚生年金基金の賞与記録における申立人の申立期間に係る標準賞与額から算出される社会保険料控除額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間の賞与支給月は、それぞれ平成16年7月、17年3月及び同年7月とされており、他の従業員と比べると、それぞれ約1か月早い。申立人及び他の複数の従業員は、当時のA社では、希望すれば賞与支給月を1か月ほど早くすることができたとしていることから、申立人の申立期間に係る賞与は、他の従業員の16年8月、17年4月及び同年8月の賞与と同じものであると考えられるところ、複数の従業員が保有

する当該期間に係る賞与支給明細書において、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記社会保険料控除資料において推認できる厚生年金保険料控除額及び上記厚生年金基金の賞与記録から、平成 16 年 7 月 10 日は 16 万 8,000 円、17 年 3 月 10 日は 8 万 1,000 円、同年 7 月 10 日は 12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、複数の従業員が保有する賞与支給明細書において、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、オンライン記録に当該標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から平成元年12月まで
私は、平成15年か16年頃に兄からお金を借りて、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年又は16年頃に申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと説明しているが、納付したとする時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京（千葉）国民年金 事案 13897（事案 6714 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年5月までの期間及び49年2月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年5月まで
② 昭和49年2月から52年9月まで

私は、昭和47年に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。

前回の申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの保険料は納付していたものと認められたが、47年10月から48年5月までの期間及び49年2月から52年9月までの期間の保険料については納付していたものと認められなかった。審議結果に納得できないので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年1月時点では、時効により申立期間の大部分の期間は特例納付以外には国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人には申立期間の保険料を遡って納付した記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年12月まで

時期は定かでないが、平成元年頃に役所から連絡があり、私たち夫婦は国民年金の受給資格が得られなくなるので、今からでも国民年金保険料を納付するようにと勧められ、役所に計算してもらった金額を納付することにした。当時、家の建て替えのために借りたお金が手元にあったので、夫と一緒に役所に行き、夫が申立期間の夫婦の保険料として80万円弱を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年頃に夫が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料として80万円弱を納付したとしているが、保険料を納付したとする夫から聴取することができないため、当時の納付状況は不明である上、夫の当該期間の保険料も未納である。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から48年3月まで
私は、一人暮らしを始めるため昭和47年4月以降に区の出張所に転入届を提出した。その後、国民年金保険料の納付書が届き、20歳まで遡って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転入届を提出した昭和47年4月以降に20歳まで遡って国民年金保険料を納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から49年9月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間のうち42年8月から47年6月までの保険料は特例納付することが、同年7月から48年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は、保険料を特例納付した記憶が無く、納付時期及び納付額に関する記憶も明確ではない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている国民年金手帳とは別の手帳を所持したことはないとしており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、平成6年3月か同年4月頃に町役場で国民年金の加入手続を行った際に、職員から過去3年間の国民年金保険料の未納期間のうち2年間は遡って保険料を納付することができる旨の説明を受けたので、申立期間の過去2年間の保険料と加入してからの保険料をそれぞれ1か月分ずつ金融機関で毎月一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月又は同年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付していたとしているが、遡って納付することとなる申立期間の納付書の記憶が無い上、納付額に関する記憶も明確ではない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。